

## 鶴を解きほぐす

### ——横浜史料調査委員会の編纂にかかる印刷物とその性格——

中 林 広 一

#### はじめに

横浜史料調査委員会（以下、委員会と略称）は、1934年（昭和9）から1942年（昭和17）の期間にわたり活動した、横浜市の歴史関連事業にまつわる組織である。その構成員の多くは1933年（昭和8）に刊行を終えた自治体史『横浜市史稿』の執筆陣と重なっており、実質的に『横浜市史稿』編纂係の後継組織であると言える。

その概要については松本洋幸の論考において整理がなされているが、その研究が示すように委員会の活動は実に多面的であった<sup>(1)</sup>。横浜地域を対象として史料の所在確認や収集を行って、それに基づいた研究を進める一方で、史跡・名勝の選定・保存を進めて、行政による観光政策や愛市心涵養をサポートする活動にも従事している。

また、歴史的事実の確認や史料の提供、講演の担当などの依頼が外部から寄せられることもままあった。委員会関連の資料に目を通す限りでは、横浜市の灯台局や公園係、神奈川県経済部や学務部などの行政組織、領事館やラジオ局・新聞社・出版社・桜木町駅など様々な組織から依頼が寄せられており、委員会が単に横浜地域の歴史を研究するだけの機関ではなかったことが窺われる<sup>(2)</sup>。

これらの活動の一端として委員会は数多くの印刷物を作成していた<sup>(3)</sup>。その概要は章を改めて確認していくが、現在確認できるだけで委員会関連の印刷物は96点にのぼる。横浜の郷土史にまつわる従来の研究においてこれらの印刷物が活用されることは少ないが、その中には貴重な記録も多々含まれている。

筆者はそうした印刷物の一つである「古老から横浜の昔を聴く」の翻刻を行ったが<sup>(4)</sup>、その作業過程で印刷物の持つ複雑な性格に行き当たった。この性格は「古老から横浜の昔を聴く」以外の印刷物にも通ずるところがあるが、この印刷物の活用に先立ち、資料としての性格を確認し、利用環境の整備を図る必要がある。そこで、本稿では基礎的な作業として委員会関連の印刷物の悉皆調査を行い、またその整理の中で得られた知見を踏まえつつ、資料として活用するに当たっての留意点を明らかにしていきたい。

#### 1. 印刷物の問題点

さて、検討に当たり、まずは印刷物に関する情報を確認するところから始めたい。印刷物と所蔵施設の一覧は表1に示した通りであるが、その大半は横浜中央図書館・神奈川県立図書館・横浜開港資料館の所蔵にかかるものである（以下、それぞれ「横図」・「県図」・「開港」と略す）。その他に神奈川県

表 1

no.	刊行年月	タイトル	横図	県図	市史	開港			備考
						加山	石井	史料 調査	
1	1934.3.2	史蹟（名勝）標建立候補地				○			
2	1934.3.12	史蹟標建立候補地選考採点表				○			
3	1934.4.11	史蹟しるべ				○	7		
4	1934.5	史蹟標建立場所選定表				○			
5	1934.5.11	史蹟標建立地下検分順				○			
6	1934.5.11	各地建設史蹟標型				○			
7	1934.6.11	開港当時遭難の外国人墓碑に対し慰霊の祭事を挙行するに就て				○	7		
8	1934.7.13	日本文化貢献外人其他慰霊挙行（第1回）				○	7		
9	1934.9.11	横浜竹の保存に就て				○			
10	1934.9.11	松竹園・魂塚・仮山詩 三碑石の保存に就て				○			加山：「中村氏假山詩并序」を同封
11	1935.3.11	史蹟名勝標高札建設場所一覧				○			
12	1935.3.11	標識建設箇所追加案				○			
13	1935.3.11	高札記載文案	○			○			横図：「高札記載文」・「中村氏假山詩并序」を合綴
14	1935.3	高札記載文	○	○		○	7		横図：「高札記載文案」に合綴 県図：横浜市史料調査委員会調査書 10/表紙に「10」・「18」の書入れ
15	1935.7	開港当初の外国人殺傷事件	○						「古老から昔の横浜を聴く」（32～33丁、山口トメ）を合綴
16	1935.7	横浜に於ける珍奇なる神事祭礼	○	○		○			県図：横浜市史料調査委員会調査書 18



25	1935. 11	名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付：子生山利生仇討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	横図：2部所蔵（謄写版＋複製版） ／謄写版は「名物調廃たれたる鶴見 信楽茶屋の梅干」を合綴 鶴見図書館：「昔神奈川に唄はれし俗 話と史蹟」を合綴 県図：横浜史料調査委員会調査書 24 市史：各課文書 247
26	1935. 11	昔神奈川に唄はれし俗話と史蹟	○																		横図：「横浜音頭」を合綴 鶴見図書館・市史：「名物調べ鶴見よ ねまんぢうの由来」に合綴 刊行年月は本資料を「名物調べ鶴見 よねまんぢうの由来」と一括して刊 行されたものとする推測に基づく
27	1935	名物調廃たれたる鶴見信楽茶屋 の梅干	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	横図：「名物調べ鶴見よねまんぢうの 由来」に合綴 県図：横浜史料調査委員会調査書 30
28	1935. 12	生麦事件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	横図：「生麦事件後記」・「生麦事件余 録」・「生麦事件で夷人を斬った久木 村翁談」・「古老から昔の横浜を聴く」 (1～20丁、足立あか～内海伊三 郎)・「昭和十年七月十三日山手外国 人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」・「日本 文化貢献外人其他慰霊挙行」・「第三 回日本文化貢献外人其他慰霊挙行」・ 「文化貢献者並遭難者墓碑志山手外国 人墓地所在」を合綴 県図：横浜史料調査委員会調査書 27
29	1936. 1	横浜史料調査委員会事務報告 昭和10年	○																		市史：各課文書 247



39	1936. 4. 14	生麦事件錦絵に見える「まるや」の存否について								○			2	横図：2部所蔵／1部は「神奈川砲台に関する史料」(資料コード：3035220)に合綴／刊行年月は「横浜史料調査書類」の配列より推測 県図：横浜市史料調査委員会調査書 44
40	1936. 4 ～5	神奈川砲臺関係史料				○				○	2		2	
41	1936. 5	横浜に関する史料断片 一				○				○	4		2	横図：「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」・「報告書訂正ノ件」を合綴 県図：表紙に「執■命短」の印
42	1936. 6	古老から昔の横浜を聴く								○	2	○	2 ・ 3	横図：8部所蔵(謄写版4部+複製版4部)／謄写版の内、3部はそれぞれ「開港当初の外国人殺傷事件」・「生麦事件」・「生麦事件余録」に合綴 横図書館：1部所蔵(複製版) 県図：2部所蔵／横浜市史料調査委員会調査書47・「生麦事件突発の当夜鳥津久光の宿所について」 加山：目録上の資料名は「田沢才次郎ほか古老談話」 神奈川県立公文書館：1部所蔵(謄写版)
43	1936. 6	生麦事件突発の当夜鳥津久光の宿所について				○								県図：横浜市史料調査委員会調査書 45 「古老から昔の横浜を聴く」(足立あか～内海伊三郎)からなる複製版、表紙に「45」の書入れ
44	1936. 7	生麦事件で夷人を斬った久木村翁談				○				○	1		3	横図：「生麦事件」に合綴 県図：横浜市史料調査委員会調査書 48

45	1936. 7	日本文化貢献外人其他慰霊 (第3回)	○								2	3	横図：「生麦事件」に合綴
46	1936. 7	文化貢献者並遭難者墓碑志 山手外国人墓地所在	○								2	3	横図：「生麦事件」に合綴/刊行年月は慰霊行事の実施時期より推測
47	1936. 9	合併町村史料									3	3	
48	1936. 9	合併町村寺院調査									3	3	刊行年月は委員会議事 (11. 9. 18) より推測
49	1936. 9	永野村史料									3	3	刊行年月は委員会議事 (11. 9. 18) より推測
50	1936. 9	合併町村資料 日本三體永谷の天神縁起 附日限地藏	○	○								3	横図・県図：「合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝」に合綴 開港：「戸塚町の史蹟と名勝」と合綴
51	1936. 9	豊顕寺の高野槇に就て 附河豚捕り, 桜草									2	3	
52	1936. 10	洲干辨天旧跡ニツイテ		○							2	4	
53	1936. 10	合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝	○	○							3	3	横図：「合併町村資料 日本三體永谷の天神縁起 附日限地藏」を合綴 県図：2部所蔵 (謄写版+複製版) /横浜市史料調査委員会調査書 57/ 共に「合併町村資料 日本三體永谷の天神縁起 附日限地藏」を合綴/ 謄写版は「日本三體永谷ノ天神」の2丁目を落丁
54	1936. 10	史蹟称名寺建設史蹟標識制札記載文案								○	6	4	
55	1936. 10	灯台寮行幸啓史料								○	2	3	刊行年月は「横浜史料調査書類」の配列より推測
56	1936. 10	へボン小伝								○	2・4	4	
57	1936. 11	横浜市史稿余録横浜ばなし		○						○	4	4	県図：2部所蔵/刊行年月は「横浜史料調査書類」の配列より推測

58	1936.12	横浜市町名一覧	○	○						○	○	4	4	横図：表紙に「横浜の町名 山田」の書入れ 県図：横浜市史料調査委員会調査書 60
59	1937.1	昭和十一年中事務報告								○	○			
60	1937.1	牛肉食用と横浜									○	5	5	
61	1937.1	本市発行横浜市要覧掲載史蹟名勝地選定									○	5	5	
62	1937.1	史蹟称名寺内界 附金沢氏墓及開山審海上人以下 世代塔									○			
63	1937.2	掃部山公園井伊直弼銅像建設始末	○								○	5	5	横図：表紙に「必要」の書入れ
64	1937.2	優美なる横浜の町名は何人が名付けしか／市制施行当時の横浜の町名		○							○	6	6	県図：表紙に「必要」の書入れ／ 「優美なる横浜の町名は何人が名付け たか」のタイトルに墨で抹消線
65	1937.2	横浜市内所在国宝一覧 附文部 省認定重要美術品									○	6	6	
66	1937.3	横浜市廃町一覧 附横浜地名案 内		○							○	6	6	県図：表紙に「必要」の書入れ
67	1937.3	続横浜沿革誌1		○							○	5	5	県図：表紙に「必要」の書入れ
68	1937.4	井伊大老銅像除幕問題ノ二	○								○			横図：表紙に「必要」の書入れ
69	1937.4	新編入日吉村調査									○	6	6	
70	1937.4	高島易断の逸話									○			
71	1937.4	横浜築港と高島嘉右衛門									○			
72	1937.5	騰歎余録								○				佐久間亮一家文書「謄写・タイプ・ 印刷」1
73	1937.5	名木調査書								○				佐久間亮一家文書「謄写・タイプ・ 印刷」2

74	1937. 7	日米文化貢献外人その他慰霊	○	○						県図：横浜史料調査委員会調査書 16/刊行年月は慰霊行事の実施時期 より推測
75	1937. 9	県下津久井郡三沢村に於ける横 浜水道最初取入口遺蹟の調査報 告					○			
76	1937. 11	続横浜沿革誌 2		○			○	5		県図：表紙に「必要」の書入れ
77	1938. 2	横浜市自治史料（市会解散顧 末）		○			○			
78	1938. 3	官衙に国旗の掲揚を行ったは横 浜が嚆矢か					○			
79	1938. 3	横浜港を金港と称するに就いて					○			
80	1938. 3	続横浜沿革誌 3					○			
81	1938. 4	我が国礼砲の始めは神奈川砲台 である				○	○			
82	1938. 4	続横浜沿革誌 4	○	○						横図：表紙に「添田」の印 県図：表紙に「必要」の書入れ
83	1938. 5	続横浜沿革誌 5		○			○			
84	1938. 6	続横浜沿革誌 6		○			○			県図：表紙に「必要」の書入れ
85	1938. 7	日本文化貢献外人其他慰霊（第 5回）					○			
86	1938	続横浜沿革誌 7		○						県図：表紙に「必要」の書入れ
87	1939	戸塚町の史蹟と名勝				○				「合併町資料 日本三体系永谷の天神縁 起 附日限地蔵」を合綴
88	1939. 5	新編入区域ニ於ケル史蹟調査ノ 件				○				各課文書 349

89	1940. 3	ジョセフ・ヒコの略歴及びその 国政改革草案	○			○				横図：表紙に寄贈印 開港：2部所蔵（活字版+複製版） 金沢文庫：2部所蔵／共に表紙に寄 贈印
90	1940. 6	田谷の酒窟		○						市史：各課文書 349
91	1940. 6	瀬谷、二俣川方面史蹟略説		○						市史：各課文書 349
92	1941. 7	稟申書 式通	○							横図：2部所蔵（謄写版+複製版） ／「横浜市郷土博物館建設ノ議」・ 「高嶋家ニ伝来秘蔵ノ明治天皇宸影ヲ 横浜市ニ奉安スルノ儀」
93	未詳	中村氏假山詩并序	○			○				横図：「高札記載文案」に合綴 加山：「松竹園・魂塚・假山詩 三碑 石の保存に就て」に同封
94	未詳	戸塚町明治天皇行在所蹟				○				市史：各課文書 349
95	未詳	第一回史料調査戸塚方面史蹟略 説				○				市史：各課文書 349
96	未詳	赤隊ノ訓練セシ場所ニ就テ					○	2		

\*所蔵機関の略称は右の通り 「横図」…横浜市中心図書館／「県図」…神奈川県立図書館／「市史」…横浜市中心資料室／「開港」…横浜開港資料館／「加山」  
…加山道之助資料／「石井」…「横浜史料調査委員会報告書」／「史料」…「横浜史料」…「調査」…「横浜史料調査書類」

\*「史料」及び「調査」における数字はその資料がまとめられている巻数を示す

立公文書館・神奈川県立金沢文庫・横浜市鶴見図書館・横浜市史資料室にて所蔵が確認されるが、これらの施設は、横浜市史資料室を除いていずれも1, 2点の所蔵にとどまる。付言すると、委員会関連の資料は国会図書館ですら1点も所蔵していないが、この事実は印刷物の所蔵が特定の施設のみに集中する傾向を際立たせるものでもある。

こうした傾向が生じる背景については追って触れるとして、ここでは印刷物そのものの情報についてもう少し述べておきたい。印刷物の大半は謄写刷りによるものであり、活字版は数点存在するにとどまる。サイズはおおよそそのところ高さ26 cm, 幅19 cmで統一されており、現在のB5版にほぼ一致するサイズとなっている。印刷は両面刷りではなされておらず、B4サイズの紙に印刷を行い半分に折ったものを複数枚まとめて綴じたものであり、いわゆる袋綴じの冊子体ということになる。固定の方法は統一されておらず、紐で綴じられたものもあれば、ステープラーを用いた針金綴じもある。ただ、いずれも平綴じという点では共通している。

ただし、中には一枚刷りとして残されている印刷物もあり、全てが冊子体であるわけではない。この違いは記載内容の性質や分量によるものであるが、これに関連して印刷物の内容について確認しておこう。

まず、存在の確認できる印刷物を通覧した限りでは、その内容は一様ではないことが窺える。これらはいくつかのグループに分類できるが、一つには史料の内容を採録したものが挙げられる。そして、この採録も特定の史料のみをまとめたものと、特定のテーマに関する記事を複数の史料から収集した史料集とに分けられる。前者の例としては「ヒマラヤ杉最初の輸入者ブルーク氏墓碑調査報告」(no. 24)・「開港後横浜港ニ入港船舶其他」(no. 37)・「生麦事件で夷人を斬った久木村翁談」(no. 44)・「横浜市史稿余録横浜ばなし」(no. 57)が、後者の例としては「生麦事件」(no. 28)や「開港談判応接所関係史料」(no. 19)・「異船渡来雑記 一」(no. 36)・「神奈川砲台に関する史料」(no. 22)・「権現山古戦場史料」(no. 21)などが該当し、後者に属する印刷物は特に多い。

ただ、収集対象となる史料は文字資料だけには限られない。横浜各地の古老に対する聞き取りを行い、それを文字化する作業もしばしば行われている。「洲干辨天旧跡ニツイテ」(no. 52)は明治期に遷された洲干弁天社(現巖島神社)の遷座以前の所在に関する聞き取りをそのまま文字起こししたものであり、「生麦事件錦絵に見える「まるや」の存否について」(no. 39)や「赤隊ノ訓練セシ場所ニ就テ」(no. 96)は聞き取った内容を掲載しつつ調査結果をまとめたものである。また「古老に横浜の昔を聴く」は10名以上の古老からの聞き取った内容について、その口ぶりを保ちつつ再現した聞き書きである。

その他にも委員会による実地調査に関連するものも見受けられる。具体的には「県下津久井郡三沢村に於ける横浜水道最初取入口遺蹟の調査報告」(no. 75)・「田谷の洞窟」(no. 90)・「瀬谷, 二俣川方面史蹟略説」(no. 91)・「新編入区域ニ於ケル史蹟調査ノ件」(no. 88)などが挙げられる。

以上の印刷物とは異なり、史料を踏まえた研究としてまとめられたものや委員会によって情報の整理がなされた編纂物も見受けられる。前者としては先にも挙げた「明治五年新橋横浜間開通鉄道開業式日と鉄道記念日の関係に就て」(no. 31)・「牛肉食用と横浜」(no. 60)や栗原清一による「横浜に於ける珍奇なる神事祭礼」(no. 16)がある。後者に当たるものとしては「愛林思想普及ニ関スル資料調査」(no. 34)・「合併町村史料」(no. 47)・「横浜市町名一覧」(no. 58)・「横浜市廃町一覧 附横浜地名案内」(no. 66), そして「続横浜沿革誌」(1~7) (no. 67・76・80・82-84・86)が挙げられる。この内、「愛林思想普及ニ関スル資料調査」は神奈川県経済部からの依頼を受けてなされた受託研究であったが、これは印刷物が委員会による自発的な史料収集や研究の成果のみで占められていたわけではないことを示している。

最後に委員会としての活動にまつわる事務的な内容を含むものを示しておく。「横浜史料調査委員会

事務報告 昭和 10 年」(no. 29)・「昭和十一年中事務報告」(no. 59)は当該年における委員会の活動報告に当たる内容から構成されており、「高札記載文案」(no. 13)・「史蹟称名寺建設史蹟標識制札記載文案」(no. 54)は史蹟に付随する案内板を設ける際に用いられた検討用の文案である。「史蹟(名勝)標建立候補地」(no. 1)・「史蹟標建立候補地選考採点表」(no. 2)は委員会で史蹟保存を目的とした史蹟標柱を設ける事業に従事した際に候補の絞り込みに用いたと思しき資料である。また、委員会は毎年開港期に受難した者を始めとした外国人の慰霊祭を主催していたが、「日本文化貢献外人其他慰霊」(no. 8・17・45・85)・「文化貢献者並遭難者墓碑志 山手外国人墓地所在」(no. 46)はそうした行事に関する印刷物である。

このように委員会による印刷物は多様な内容を包摂しており、簡潔な形で性格付けられない側面を持っている。従って、印刷物全体を踏まえた評価については一旦措くが、個々の印刷物については高い価値が与えられるものも多い。

例えば、ペリー来航の際、条約交渉を行う応接所を浦賀から横浜に移したが、「開港談判応接所関係史料」はその過程について複数の史料から記載を引き写したものである。それらは瀧頭村名主佐左衛門による『亜美理駕渡来中日記』や手記、森勘左衛門による『異船渡来日記』などの記録・地方文書に材をとっている。また、「生麦事件後記」(no. 30)は海江田子爵家蔵の『生麦村騒擾記』からの、「生麦事件余録」(no. 33)は田中耕之進(政永)の日記からの抄録である<sup>(5)</sup>。

以上のように委員会の編纂した印刷物には貴重な内容を含むものも多い。ただ、別稿でも言及したように、これらの印刷物は歴史学研究の中で必ずしも積極的に利用されてきたわけではないようである<sup>(6)</sup>。

その背景には希少性と資料へのアクセスの難しさが挙げられよう。先に触れたように、これらの印刷物は所蔵先が限られており、1点しか存在が確認できない印刷物も珍しくない。かつ、複数の印刷物をひとまとめにして製本し、『横浜史料』・『横浜史料調査書類』・『横浜史料調査委員会報告書』のように別タイトルが与えられたため、OPAC上では所在の確認が困難となっているケースもある。こうした状況は数多くの印刷物が人目に触れにくい状況下に置かれていることを意味している。残存点数が限られていることに加えて、所蔵状況を知るための環境が整っていない現状は必然的にこれらの印刷物の活用を抑える結果をもたらす。

ただ、資料としての位置づけの難しさもまた積極的な利用を抑制してきたと言える。委員会が編纂した資料は、資料そのものに関する情報を欠落させていることが多い。例えば、表紙に掲載される情報はタイトル・編纂者(横浜史料調査委員会・調査委員会)・年月の3点で構成されることが多い。「〇〇委員提出」・「〇〇委員報告」等の情報が記載されることもあるが、それは稀である。中には年月はおろか編纂者の情報すら記さないケースもしばしば見受けられる。

そして、数点の例外を除いて前言や後記が示されることはなく、基本的に印刷物内の情報だけではいかなる経緯の下で編纂された資料なのか知ることはできない。従って、史料の抜き書きがなされていたとしても、史料の現所有者や伝来を把握することができないこともあり、記載内容に対する史料批判もまた十分に行うことは難しくなる。

とはいえ、こうした問題点は他の史資料との突合せによって一定の解消を見る可能性も残しており、そこまで致命的であるとは言えない。むしろ、位置づけを困難にさせているのは同一タイトルの資料に対するヴァリエーションの存在である。

一つ事例を挙げると、横図が所蔵する印刷物に「名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付子生山利生仇討」(no. 25)がある。これは10丁からなる印刷物であるが、その内7丁が同名タイトルの印刷物であり、残り3丁は「名物調べ 廃れたる鶴見信楽茶屋の梅干」(no. 27)と別タイトルの内容に基づくものである。

一方で、横浜市鶴見図書館が所蔵する「名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付子生山利生仇討」に

「名物調 廃れたる鶴見信楽茶屋の梅干」は含まれていない。その代わりに「昔神奈川に唄われし俗謡と史跡」(no. 26) という3丁からなる印刷物が加わっている。

さらにややこしいこととして、横図のOPAC上には「昔神奈川に唄われし俗謡と史跡」というタイトルの印刷物も登場する。ただし、この印刷物は4丁からなり、鶴見図書館所蔵の印刷物と丁数が合致しない。なぜ相違が生じるのかと言えば、この印刷物には「横浜音頭御披露」という1丁の印刷物が加えられているからである。

こうした現象は複数の印刷物をまとめて綴る合綴に起因するものである。その結果としてOPAC上は同じタイトルを持つものとして登録されつつも、異なった内容を持つヴァリエントが誕生することとなる。

無論、所蔵施設の側としても合綴の存在に気づいていないわけではない。書誌情報に合綴の内容は反映され、その結果として横図と鶴見区図書館それぞれが所蔵する「名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付子生山利生仇討」は区別することができる。

ただ、問題は合綴の内容を把握し、同一タイトル内の構成を腑分けする作業が徹底されていないことにある。これも一つ事例を挙げておきたい。「横浜に関する史料断片 一」(1936年5月作成)は横図・県図・開港がそれぞれ所蔵している。県図・開港所蔵のものが11丁であるのに対し、横図所蔵のものは13丁からなる。そして、横図所蔵の印刷物に対して合綴の注記は無い。

それでは、なぜ丁数が異なるかと言えば、横図所蔵の「横浜に関する史料断片 一」には「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」と「報告書訂正ノ件」と題する資料がそれぞれ1丁ずつ含まれているからである。これらの内、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」(no. 32)が1936年1月に作成されたものである。また、「報告書訂正ノ件」は本来「明治五年新橋横浜間開通鉄道開業式日と鉄道記念日の関係に就て」の一部であり、そこから分割したのち「横浜に関する史料断片 一」に加えられている。

ただし、書誌上「横浜に関する史料断片 一」においては合綴の詳細が記されていない。この点、「名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付子生山利生仇討」のケースとの間に相違があると言える。その理由はどこに求められるかと言えば、表紙の有無であろう。「名物調べ 廃れたる鶴見信楽茶屋の梅干」は表紙を持つ印刷物であり、他の印刷物と合綴されていても、ページを繰るだけで容易に合綴されていることを知りうる。

ところが、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」と「報告書訂正ノ件」は表紙を持たない。そのため、他の施設が所蔵する「横浜に関する史料断片 一」と比較しない限り、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」と「報告書訂正ノ件」があたかも「横浜に関する史料断片 一」の一部であるかのように感じられてしまう。結果として横図の「横浜に関する史料断片 一」の書誌には不備があることになるが、上記の事情を踏まえると、書誌作成の現場に責を求めることは酷であると言えよう。

むしろ、問題は来源の異なる資料の組み合わせによって構成されているこれらの印刷物そのものにあると言える。それでは、なぜこのような現象が生じるのか。その理由を探る作業は、委員会関連の印刷物の性格を明確にすることにもつながる。そこで次章以降ではもう一歩踏み込んだ検討をしていきたい。

## 2. 印刷物としての性質

同一タイトルでありつつ、内容に相違がある資料の存在は異質に感じられるが、このような資料群が存在するからには何らかの背景があったものと考えられる。そこで本章ではこの背景を探っていくこととするが、それにはいくつかのステップを踏む必要がある。まずはそれぞれの施設における所蔵の経緯について検討するところから始めたい。

## (1) 横浜開港資料館

前章でも触れたが、現時点において確認される印刷物の大半は横図・県図・開港の所蔵にかかるものである。そこで以下、これらの施設を中心として経緯を確認していく。その際、最も推測しやすい施設は開港であるが、それは当該施設の所蔵する印刷物の系統が明確であることによる。

表1から確認できるように、開港所蔵の印刷物はa加山道之助資料、b『横浜史料調査委員会報告書』、c『横浜史料』、d『横浜史料調査書類』、eその他に分けられる。

a・bはともに個人名を冠したコレクションに含まれている資料である。aの加山道之助は『横浜市史稿』の編纂にも関わった郷土史家である。委員会発足当初からのメンバーでもあり<sup>(7)</sup>、それが故に委員会編纂の印刷物を数多く所持していた。没後それらも含め横浜開港資料館に寄贈され、加山道之助資料として開港におけるコレクションの一部を構成している。

また、bは石井光太郎文庫に含まれている資料である。石井光太郎は1918年（大正7）生まれの郷土史家であり、戦後間もない時期に横浜市の職員として採用され、のち1954年（昭和29）より始まった『横浜市史』の編纂事業に携わった経歴を持つ人物である<sup>(8)</sup>。このように両者は特定の人物に関するコレクションに含まれていることから、その来歴は容易に想起される。

ただ、1点だけ触れておくと、bの『横浜史料調査委員会報告書』については石井の前に所有者がいた可能性も残されている。というのも、石井は委員会の正式なメンバーではなく、また委員会の事務資料にも石井の名は登場しないからである。公的な場以外で委員会のメンバーと接点はあったようであるが<sup>(9)</sup>、少なくとも正式な委員としてこれらの印刷物を取得していたわけではないことは確かであろう。

加えて述べれば、『横浜史料調査委員会報告書』は冒頭に手書きで原稿用紙にしたためられた目次が綴じられている。この目次は個々の印刷物について日付が付記されているが、こうした詳細な情報は実際に委員会に出席していた者でないとなかなかまとめられないものである。以上の点を踏まえると、この冊子は石井が旧委員会関係者から譲渡されたか、あるいは委員会の後継組織である横浜市史編集室に引き継がれたものを石井が取得したケースもありうる。

cは印刷物や委員会関連の資料を8冊に分けて製本したものである。それぞれ1から8のナンバリングがされているが、1・5・7・8の各巻にボール紙製の表紙があり、元々8分冊で構成されていたわけではないようである。それぞれの表紙には表2にまとめたような形で題辞が付せられている。この内、5冊目の表紙にある「鶴沢委員長」は当時委員会の委員長を兼務した横浜市助役の鶴沢憲のことである。

ただし、全ての「委員長」の表記について鶴沢を指すものと断定できるわけではない。鶴沢の委員長就任は1935年（昭和10）8月27日のことであるが<sup>(10)</sup>、『横浜史料』7には鶴沢の就任以前に印刷されたものも含まれている。同年7月18日まで委員長は村山沼一郎が務めているため、「委員長」の表記が指し示すところも明確に定めることはできない。そのため、『横浜史料』は鶴沢の私的な所有物ではなく、委員会の事務室に常時保管され、歴代の委員長が会議や事務処理に当たって参照するものであった可能性も考えうる。

それでは、なぜ『横浜史料』を開港が所蔵しているかと言えば、それは横浜開港資料館の成り立ちに

表2

巻数	記載内容
1	昭和十一年分史料調査委員会史料綴 委員長
5	昭和十二年分横浜史料 鶴沢委員長
7	昭和十年分横浜史料調査委員会調査史料 委員長
8	昭和十六年 横浜史料

関わってくる。開港は1981年（昭和56）に開館した博物館であり、その成立に当たっては『横浜市史稿』及び『横浜市史』の編纂作業の際に収集された史資料の移管を受けている<sup>(11)</sup>。こうした成立の経緯を踏まえるならば、『横浜史料』は委員会から市民博物館評議委員会・横浜市史編集室と受け継がれ、最終的に開港に移管された資料ということになる<sup>(12)</sup>。そして、開港が上記のような性格を持つ施設である以上、d・eについてもこうした関係性の中で開港の所蔵に至った可能性は高い。

## (2) 神奈川県立図書館

次いで県図所蔵の印刷物についてまとめた表3を踏まえつつ、これらについて検討していこう。県図所蔵のものも複数のグループに分けられる。その区別が最もつきやすいグループは①『横浜市史料調査委員会調査書』のタイトルを持つ資料群である<sup>(13)</sup>。これらはOPAC上ではこのタイトルとナンバリングで表示されているが、実際の印刷物にこのタイトルの記載は見当たらない。実際の対応関係は表1や表3の備考欄に示してあるので、適宜確認されたい。

この資料群はno. 33の「高札記載文」を例外としていずれも横図所蔵の印刷物をコピー・製本したものである。この関係性はこれらの資料に付された「横浜図書館殿寄贈」の印及び横図所蔵資料のものと同一の請求記号の存在から容易に判断がつく。

また、大半の資料が「神奈川県立文化資料館 62. 1. 20」の印を持っている点も経緯を推測する際のヒントとなる<sup>(14)</sup>。神奈川県立文化資料館と県図の関係については後に触れるが、その活動内容には郷土資料の収集を含めていた。それを踏まえるならば、これらの資料群は横図所蔵の印刷物の複製を作成し、それらを一括して受け入ることで、郷土資料の充実を図ろうとする動きがあったと理解することが妥当であろう。

このように県図の印刷物には受け入れ印があるため、グループ化の可能なものが多い。この手法により分類できるものとして②「神奈川県立文化資料館 47. 11. 14」の受け入れ印を持つグループがある。該当する資料は12点挙げられるが、これらは当然同じ意図の下で受け入れられたものであろう。そして、寄贈印が捺されていないことから、古書として出品されたものを一括して購入したものと推測される<sup>(15)</sup>。

ところで、県図をめぐる郷土資料の動きにはやや複雑なところがある。これは後段の議論と関連する要素を含んでいることもあるため、この点についても触れておきたい<sup>(16)</sup>。神奈川県立図書館は1954年（昭和29）に開館した施設であるが、これは県立図書館としては全国でもかなり遅れての成立となる。というのも、それ以前の時期においては1930年（昭和5）に創設された県立金沢文庫が県内の図書館事業推進における中核的な役割を果たしていたからである。一方で、1933年（昭和8）になされた図書館令の改正によって各県には中央図書館の指定義務が課されたこともあり、県内でも関係者による設置運動が起こっていた。戦後に入っても請願は断続的になされていたが、1950年代初頭にサンフランシスコ講和条約締結の記念事業として県立図書館の建設が決定され、1954年によりやく設置に至る<sup>(17)</sup>。なお、この際に金沢文庫所蔵の郷土資料が県図へと移管されることはなかったが、この点についてはまた後に触れることとする。

開館後、県図は郷土資料の収集に努め、その点数は1万点を超える規模に至るが、のちこれらの資料は1972年（昭和47）に文化資料館に移管されることとなる。文化資料館は1967年（昭和42）に始まった『神奈川県史』の編纂事業に起源を持つものであり、事業完了の後、編纂に当たって収集された史料の保管及び史料収集の継続を目的として設けられた施設である。文化資料館は1972年に開館するが、以上の経緯もあって開館時に約1万6千冊の郷土資料が県図から文化資料館へと移管されている。

こうしてそれぞれ役割の分担を果たしつつ両者は活動してきたが、文化資料館は1993年（平成5）の神奈川県立公文書館の開設に伴い廃止される。ただ、この際、文化資料館所蔵の史資料が全て公文書

表 3

no.	タイトル	形態	蔵書印番号	蔵書印日付	寄贈印	備考
1	国歌「君が代」に関する文献	謄写版	48387	33.2.19	無	
2	横浜市史稿余録録横浜ばなし	謄写版	2937	43.12.16	無	
3	横浜市史稿余録録横浜ばなし	複製版	2937	43.12.16	無	no.2の複製
4	優美なる横浜の町名は何人が名付けしか ／市制施行当時の横浜の町名	謄写版	K0333	47.11.14	無	
5	横浜市廃町一覧	謄写版	K0339	47.11.14	無	
6	開港談判応接所関係史料	謄写版	K0340	47.11.14	無	
7	横浜に関する史料断片 1	謄写版	K0341	47.11.14	無	
8	続横浜沿革誌 2	謄写版	K0342	47.11.14	無	
9	続横浜沿革誌 4	活字版	K0343	47.11.14	無	
10	続横浜沿革誌 5	活字版	K0344	47.11.14	無	
11	続横浜沿革誌 6	活字版	K0345	47.11.14	無	
12	続横浜沿革誌 7	活字版	K0346	47.11.14	無	
13	続横浜沿革誌 1	謄写版	K0347	47.11.14	無	
14	合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝	謄写版	K0348	47.11.14	無	
15	横浜市自治史料 (市会解散願末)	活字版	K0349	47.11.14	無	
16	古老から昔の横浜を聞く	複製版	K027513	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 47
17	生麦事件	複製版	K027516	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 27
18	生麦事件後記	複製版	K027517	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 32
19	生麦事件余録	複製版	K027518	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 37
20	合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝	複製版	K027519	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 57
21	権現山古戦場史料	複製版	K027520	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 23
22	神奈川砲臺関係史料	複製版	K027521	62.1.20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 44

23	名物調廃たれたる鶴見信楽茶屋の梅干	複製版	K027524	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 30
24	横浜に於ける珍奇なる神事祭礼	複製版	K027525	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 18
25	生麦事件で夷人を斬った久木村翁	複製版	K027526	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 48
26	神奈川砲台に関する史料	複製版	K027527	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 22
27	ヒマラヤヤ杉最初の輸入者ブルーク氏墓碑調査報告	複製版	K027528	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 26
28	愛林思想普及二関スル資料調査	複製版	K027529	62. 1. 20	無	横浜市史料調査委員会調査書 40
29	横浜市町名一覽	複製版	K027531	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 60
30	開港談判応接所関係史料	複製版	K027532	62. 1. 20	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 20
31	生麦事件突発の当夜島津久光の宿所について	複製版	K028317	62. 6. 23	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 45
32	日本文化貢献外人其他慰霊挙行	複製版	K028318	62. 6. 23	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 16
33	高札記載文	複製版	K032351	63. 12. 20	発行者寄贈	横浜市史料調査委員会調査書 10
34	鶴見よねまんぢうの由来 付：子生山利生仇討	複製版	無	無	横浜市図書館	横浜市史料調査委員会調査書 24

館へと引き継がれたわけではなかった。おおよそのところ、古文書・行政資料の類は公文書館が引き継ぎ、郷土関連の図書資料は県図が受け入れる対応が採られて現在に至っている<sup>(18)</sup>。

以上の展開を、郷土資料の側から捉えると、県図から文化資料館へ、そして文化資料館から再度県図へという動きが確認できる。前掲の各種資料が「神奈川県立文化資料館」の受け入れ印を持っているのは、こうした背景によるものである。現在の所蔵こそ県図ではあるが、受け入れ自体は文化資料館期になされたために、異なった施設名の押印がなされているものと理解すればよからう。

一方で、県図の受け入れ印を持つ印刷物も3点存在する。1つはno.1の「国家君が代に関する文献」であり、「神奈川県立図書館 受入 33.2.19」の印を持つ。もう1つはno.2「横浜市史稿余録横浜ばなし」であり、こちらは「神奈川県立図書館 受入 43.12.16」の印が捺されている。なお、もう1点はこの「横浜市史稿余録横浜ばなし」をコピー・製本したものであることから、実質的には2点の所蔵ということになる。

ところで、文化資料館に郷土資料を移管する前の県図が委員会の印刷物を2点しか所蔵していなかったことが持つ意味は大きい。というのも、上述したように県図は郷土資料の収集に積極的に取り組む方針を採っていたにもかかわらず、文化資料館への移管以前に受け入れられた印刷物は2点にとどまっているからである。受け入れた資料が何らかの事情で除籍された状況も想定できなくはないが、県図及び文化資料館の蔵書目録を見る限り、その可能性はほぼ無いものと考えられる<sup>(19)</sup>。

以上のように、県図所蔵の資料について検討する限りでは、大半の資料は1970年代以降になってからの所蔵であることが窺える。県図は1950年代に設立した施設であるため、受け入れ時期が遅くなること自体は不思議ではないが、一方で横図は戦前より活動してきた施設である。この横図における受け入れ状況はどのようなものか、次にこの点について確認していこう。

### (3) 横浜市中央図書館

ここまで確認してきたように、開港と県図は比較的受け入れの経緯が推測しやすいものである。開港の場合は資料の移管元が明確であり、また一部の寄贈資料は旧所有者が明らかにされている。県図の資料は蔵書印の内容から受け入れの時期が明確であり、時期に応じたグルーピングもある程度可能である。

一方で、横図の資料についてはこれらのような情報を絞り込むとっかかりになる要素が少なく、受け入れの経緯を明らかにすることは難しい。とはいえ、わずかな手がかりに頼りつつ推測を進めていくしかないが、まずは受け入れの時期の絞り込みと外形的特徴から検討を進めていくこととしたい。そうした作業を経ることで受け入れの状況について多少は解像度を上げることが可能であろう。

まず、それぞれの資料について受け入れの時期を確認していこう。表4は横図所蔵の印刷物について受け入れの年代や外形的な特徴の情報をまとめたものである。この内、「掲載」の欄では目録における掲載の有無を年代ごとに示し、かつ目録での初出を「◎」の記号で表現している<sup>(20)</sup>。ここから印刷物の受け入れ状況を見ていきたい。

この表を目にすれば明らかなように、横浜市図書館は1949年の時点ではno.1の『ジョセフ・ヒコの略歴及びその国政改革草案』しか所蔵していない。その後、1956年までの間にno.2からno.9の8点を、1965年までにno.10からno.23の14点を受け入れている。そして、1970年以降にno.24以降の5点を受け入れて、現在に至っている。

横図は開港や県図と異なり、その設立は古く、1921年（大正10）の横浜市図書館仮閲覧所設置まで遡ることができる。従って、その活動期間は委員会のそれと重なるところがあるし、そもそも委員会は事務所を横浜市図書館に構えていたから、両者の関係には浅からぬものがある。にもかかわらず、横浜市図書館が戦後に至るまで委員会の印刷物をほとんど所蔵していなかった点は奇異に感じられよう。こうした関係性は印刷物の性格を考える際に重要な意味を持つが、それについては一旦措く。

表 4

no.	タイトル	掲載				表紙	合綴	穴	ステ	紐	備考
		49	56	65	68						
1	ジョセフ・ヒコの略歴及びその国政改革草案	◎	○	○	○						
2	昔神奈川に唄はれし俗謡と史蹟		◎	○		ボ	○	4		2×2	「横浜音頭」を合綴
3	名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付：子生山利生仇討		◎	○		ボ	○	4		2×2	「名物調廃たれたる鶴見信榮茶屋の梅干」を合綴 表紙：表「大正十四年市会議案」、裏「大正七年市会議案」 を転用
4	横浜史料調査委員会事務報告 昭和10年		◎	○		ボ		4		2×2	
5	明治五年新橋横浜間開通鉄道開業式日と鉄道記念日の関係に就て		◎	○		ボ		4		2×2	
6	ヒマラヤ杉最初の輸入者ブルーク氏墓碑調査報告		◎		○	ボ		4		2×2	
7	生麦事件		◎		○	図	○	—	—	—	「生麦事件後記」・「生麦事件余録」・「生麦事件で夷人を斬った久木村翁談」・「古老」・「昭和十年七月十三日山手外国人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」・「日本文化貢献外人其他慰霊拳行」・「第三回日本文化貢献外人其他慰霊拳行」・「文化貢献者並遭難者墓碑志山手外国人墓地所在」を合綴
8	横浜に関する史料断片 (一)		◎		○	ボ	○	4		2×2	「史蹟調査報告」・「報告書訂正の件」を合綴
9	横浜に於ける珍奇なる神事祭礼		◎			ボ		4		2×2	
10	高札記載文案			◎		図	○	—	—	—	「高札記載文」を合綴
11	国歌「君が代」に関する文献 附鉄砲場			◎			○	4		2×2	「昭和十年九月十一日報告」・「国歌「君が代」に関する文献(第二)」を合綴
12	権現山古戦場史料			◎		ボ		4		2×2	
13	愛林思想普及二関スル資料調査			◎		ボ	○	4		2×2	「附議事項」を合綴 表紙：「大正十三年市会議案」を転用

14	横浜市町名一覧		◎		ボ		6	2	表紙：帝國軍人後援会の会員証を流用 裏表紙：「三・二二四・福永」の書入れ ボール紙表紙と表紙の間に手製の索引が6丁分あり
15	稟申書 式通		◎		図		2	2	
16	神奈川砲台に関する史料		◎					2	資料コード：0003035239
17	神奈川砲台に関する史料		◎		図	○	—	—	資料コード：0003035220 「神奈川砲台関係史料」を合綴
18	開港当初の外国人殺傷事件			◎	ボ	○	4	2×2	「古老から昔の横浜を聴く」(32～33丁、山口トメ)と合綴
19	開港談判応接所関係史料			◎	ボ		4	2×2	
20	生麦事件余録			◎		○	—	—	「古老から昔の横浜を聴く」(1～4丁、足立あか～上田いそ)を合綴
21	異船渡来雑記 1			◎	ボ	○	4	2×2	「開港後横浜港二入港船舶其他」を合綴 表紙：「昭和三年市会議案」を転用
22	日米文化貢獻外人その他慰霊			◎	図		1	1	
23	続横浜沿革誌 4			◎	図		2	2	
24	生麦事件後記				図		2		
25	古老から昔の横浜を聴く				図		—	—	
26	合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝					○	6	2	「合併町村資料」を合綴
27	掃部山公園井伊直弼銅像建設始末				図		2	2	図書館製本の表面に本来の表紙を添付
28	井伊大老銅像除幕問題ノ二				図		—	—	

\* 「掲載」欄の出典は右の通り 「49」…神奈川県教育委員会・神奈川県図書館協会編『神奈川県主要図書館蔵書総合目録』1（郷土資料編）（神奈川県教育委員会、1950）／「56」…横浜市図書館編『蔵書目録』1（郷土資料編）（横浜市図書館、1957）／「65」…横浜市図書館編『蔵書目録』5（郷土資料編その1）（横浜市図書館、1966）／「68」…横浜市図書館編『蔵書目録』6（郷土資料編その2）（横浜市図書館、1969）

\* 「表紙」欄における「ボ」はボール紙の表紙のあることを、「図」は横図による処置と思しき表紙のあることを示した。

\* 「合綴」欄は合綴の有無を示す。

\* 「穴」欄は千枚通しで開けられた穴の数を示す。ただし、数のカウントは使用・非使用に関わらず行っている。

\* 「ステ」欄は固定に用いられているステープルの数を示す。

\* 「紐」欄は固定に用いられている紐と穴の数を示す。「2」は「2つの穴を用いた紐綴じ」を、「2×2」は「[2]のタイプの紐綴じが2組あること」を意味する。

\* 「一」は当該箇所項目について目視では有無を判別できないことを意味する。

次に個々の印刷物の外形的特徴について見ておきたい。この外形的特徴としてまず挙げておきたい点は支持体の固定方法である。委員会による印刷物のほとんどが謄写版であること、印刷が施された紙は半分に折られ、それらを重ねて固定する袋綴形式の冊子体になっていることは先に触れた。この固定方法は統一されておらず、金属製のステープラーにて綴じられる、いわゆる針金綴じがなされることもあれば、千枚通して数か所に穴をあけて紐を通す紐綴じが施されている印刷物もある。

また、綴じ方も千差万別である。針金綴じであれば2か所をステープラーで綴じるケースが多いが、まれに1か所のみですませるケースも見受けられる。紐綴じの場合も穴を2か所設け、そこに紐を通して固定するケースもあれば、この紐綴じを2組設けるケース（図1）もある。

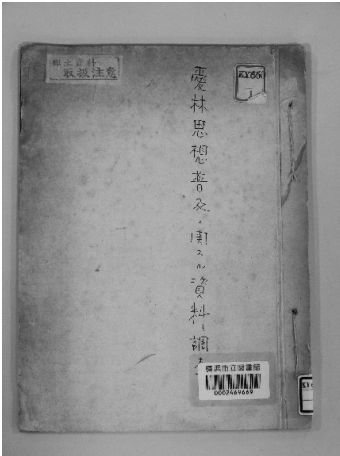


図1 「愛林思想普及ニ関スル資料調査」  
横浜市中央図書館所蔵

それでは、横図所蔵の資料について固定方法を確認してみよう。表4では図1の图案の印刷物に対して色を濃くしているが、そこから分かるようにこの图案の固定方法が圧倒的に多い。28点中13点がこの綴じ方で固定されており、それはほぼ半数を占める。ただし、この綴じ方が施されている印刷物は横図以外には類例を見ず、独自性の強い固定方法であるとも言える。

この綴じ方をする印刷物をここでは横図①のグループとして分類しておくが、筆者はこのグループの印刷物について元々同一人物による所有物であったと考えている。そうした推測を支えるものとして、2つ目の外形的特徴である表紙について触れておきたい。

横図①に属する印刷物の特徴として、そのほとんどに図1のような形でボール紙製の表紙が備え付けられている点が挙げられる。この表紙は印刷物とほぼ同じサイズ（26 cm×19 cm）にしつらえられ、表裏両面にあてがわれている。2枚のボール紙で印刷物を挟み込み、それらにまとめて穴をあけて紐綴じが行われている。そして、表紙には旧所有者によってタイトルが記されているが、その特徴的な字体は横図①の印刷物全てに共通して見られることから、旧所有者を同一人物とする結論へと導かれるわけである。

このように横図①は各種特徴から比較的まとまった形でのグループであることが分かるが、残りの15点においては、他の資料と弁別できるにしても1点ないしは2点からなる零細なグループを構成するにとどまる。例えば、no. 1は横図の資料の中で唯一戦前より所蔵されていたものである。そして、その末尾には「昭和十五年十五日 本市殿」とする寄贈印があり、委員会から直接横浜市図書館に献呈されたものであることが分かる。

また、旧所有者と思しき情報が示されたものとしてno. 23がある<sup>(21)</sup>。no. 23には表紙に「添田」の

印鑑が見て取れるが、そこから no. 23 は委員の一人である添田坦の旧所有物であるものと推測される。ただし、外形的な特徴において他のグループと共通する要素が見受けられないことから、no. 23 は単体で形成されるグループと考えられる。

no. 27・28 は共に表紙に「必要」の書き込みが認められる。両者ともに同じ字体であることから、同じグループとして扱ってよかろう。このグループを横図②としておく。なお、「必要」の書き込みを持つ印刷物は県図所蔵の資料にも見受けられる。先に挙げた県図の②に含まれる6点がそれであるが、横図（図2）と県図（図3）を比べる限り、類似した筆跡を持つものと判断され、同一の旧所有者による資料だと言えよう。

その他の資料には、劣化が激しかったのか、横図による製本がなされているものが多い。特に no. 7・10・17・20・25・28 は製本がなされた結果、本来の外形の特徴については把握できない。これらの印刷物の中には横図①に含まれるものがある可能性も十分にあるが、これ以上はこうした観点から検討を行うことが叶わない。

横図所蔵資料の概要は以上のようになるが、これらの整理から窺えることとして以下の諸点について注目したい。まず、外形の特徴から明らかに旧所有者が同一であると分かる①の受け入れが一括した形で行われていない点についてである。13点中、no. 2・6・8・9の7点が1950年～1956年9月の受け入れであり、no. 11・13・18・19・21の6点が1956年10月～1965年の期間に受け入れられている。

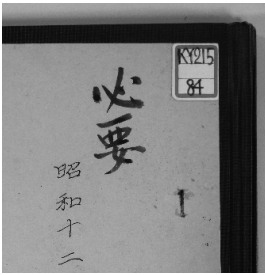


図2 「掃部山公園井伊直弼銅像建設始末」  
横浜市中央図書館所蔵

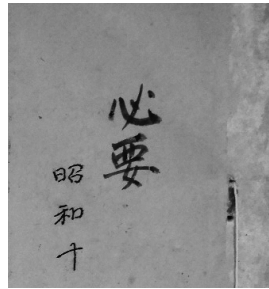


図3 「市制施行当時の横浜の町名」  
神奈川県立図書館所蔵

こうした受け入れ状況にある横図①が寄贈によるものであるとは考えづらい。仮に寄贈であるとする、旧所有者は複数回に分けて横図に印刷物を寄贈し、わざわざ手間になる形を採ったことになる。無論、このことは寄贈による受け入れの可能性を直ちに排除するものではないが、寄贈印も見られない以上、寄贈を支持する要素は存在しない。従って、横図①の受け入れは寄贈ではなく古書店からの購入による可能性が高い。

また、旧所有者が同一と思しき資料が横図と県図に分かれて所蔵されている点も入手経緯を考える上で見過ごすことのできない点である。「必要」の書入れを持つ印刷物が寄贈によるものとする場合、寄贈先を横図と県図とに分けた背景があることになるが、そうした行動をあえて行った事情を想定することは難しい。その意味では、こうした所蔵状況も古書店を経由した受け入れの可能性を高めるものと言える。

このように横図所蔵の資料は大半が1950年代以降に古書店から購入されたものであると推測される。この点を通じて改めて強調したいことは、当時の横浜市図書館が委員会との直接のやりとりで印刷物を受け入れたわけではない点である。そして、こうした観点から改めて他の施設の資料に目を向けると、いずれも委員会からの寄贈を所蔵の契機としない共通点を有していることに気づかされる。

現在の郷土史関連資料の扱いと照らし合わせてみると、このことは委員会編纂の印刷物の異質性を浮

き彫りにする。現在の郷土史関連資料は博物館・資料館や教育委員会によって編集・発行されるケースが多いが、そうした刊行物は他の施設との間で互いに寄贈しあう慣行がある。そうしたやりとりを通じて、研究成果の発信・共有が図られるわけであるが、委員会の印刷物をめぐってはそうした意図が感じられない。こうした点は印刷物の性質を考える上で重要なポイントになってくると考えられるが、次章ではこうした点にも踏み込んだ検討を行っていききたい。

### 3. ヴァリエント発生背景

先に触れたように委員会関連の印刷物には、同一タイトルを持ちつつ構成内容の異なるものが多い。こうした状況は利用者の側からすれば不便の上ないものではあるが、捉えようによっては印刷物の位置づけを考える上でのヒントにもなりうる。そこで、本章ではヴァリエントが登場する背景について探りつつ、印刷物の性格にも踏み込んだ検討をしていきたい。

さて、ヴァリエントの発生は様々な組み合わせの合綴がなされることに起因するものである。ただ、合綴も2つのパターンに分けることができる。1つは『横浜史料』・『横浜史料調査書類』・『横浜史料調査委員会報告書』などが該当するものである。これをパターンAと呼んでおく。これらは不特定多数の、しかも大量の印刷物をまとめて合綴しているところに特徴がある。従って、合綴に当たっては議事次第や例会開催通知など事務的な文書が含まれることも珍しくない。

もう一つは数点の印刷物の組み合わせからなるパターンである。これはパターンAと異なり、合綴資料を構成する印刷物の内、特定の印刷物のタイトルによって書誌情報が登録されている。これをパターンBとしておく。1章の最後に提示した各種事例はいずれもこれに属するものであり、またヴァリエントの発生はこのパターンの中において見られる。

この分類と所蔵施設の対応関係について表1にて確認してみると、開港所蔵の印刷物にはパターンBに当てはまるものがほぼ無いことが分かる。『横浜史料』・『横浜史料調査書類』・『横浜史料調査委員会報告書』がパターンAに該当することは上述した通りであり、また加山道之助資料を含めたその他の所蔵資料は合綴処理が施されておらず、単体の印刷物として所蔵されている。同様の傾向は横浜市史資料室所蔵の印刷物にも見られる。

一方で、横図と県図所蔵の印刷物にはパターンBに該当するものが含まれている。特に横図所蔵の資料にはそれが目立ち、その数は全体の3分の2にもものぼる。このように施設ごとにパターンB含有の割合は異なり、かつヴァリエントは一部施設に集中して発生している。以上の傾向が見られるからには、その関係性には何らかの背景を想定するべきであろう。

それに関わることとして委員会内部における印刷物の扱いに注目したいが、まずは委員会による活動報告文書に目を通しておきたい。現在残されている資料から確認する限りでは、委員会はその活動を年ごとにまとめ、その報告書を年明けの会議の場で配布していたようである。「横浜史料調査委員会事務報告」がそれであり、現在のところ昭和10年と昭和11年の2点が確認される。この報告書は「委員会ニ於ケル議題」・「研究事項」・「実施事項」・「照会ニ対スル回答事項」・「本年中委員ノ異動」の各項目から成り立っているが、この内、「研究事項」に挙がっている研究項目と印刷物のタイトルは多くが一致していることに注目したい。表1においてタイトルにボールド処理が施されているものは、これらの一致を見るものであるが、1935年と1936年における対応関係は際立っている。

ここから容易に推測されるように、委員会の印刷物は大半が例会において研究報告を行う際の配布資料であった。それは委員会でのやりとりをまとめた記録からも裏付けられる。例えば、「ヒマラヤ杉最初の輸入者ブルック氏墓碑調査報告」はイギリス人J. H. ブルックの墓石に刻まれた碑文の翻刻とその翻訳、そしてブルックについて調査した内容をまとめた文章から構成されている<sup>(22)</sup>。表紙に「磯貝委

員報告」とあるようにこの印刷物は磯貝正がまとめたものであるが<sup>(23)</sup>、その作成に先立ち、例会にて以下のやりとりがなされていた<sup>(24)</sup>。

栗原 今日ハ市側ハ多忙ノ為メ出席ガナイカ何ニカ議題ナキヤヲ諮ル  
弦間 ブロック松ヲ初メテ輸入シタト云フブロック氏ノ墓ノ拓本ヲ提出  
栗原 コレハ磯貝君ニ御願シヨウ

これは1935年（昭和10）10月例会におけるやりとりの記録であるが、「ヒマラヤ杉最初の輸入者ブルーク氏墓碑調査報告」の表紙に「昭和十年十一月十一日」の日付が見られることからして、この印刷物は例会における調査依頼を受けて翌月の例会にて提示された調査結果ということになる。

毎回こうしたやりとりがなされていたわけではなかろうが、印刷物の大半は委員による報告資料であったと考えられる。委員会の「例会記録」には資料の配布に触れた記載が見られるので<sup>(25)</sup>、こうした理解的を外していることはなかろう。上述の通り印刷物の内容はかなり多様であるが、これも委員会での研究活動が個別研究から史料の翻刻までバラエティに富んでいたことの裏返しであったと捉えれば得心のいくところである。

加えて述べれば、この報告資料は公開を前提としたものではなかった。と言うのも、印刷物の中には記載内容が不完全であることや未完成であることに言及するものが見られるからである。例えば、「生麦事件余録」は栗原の所蔵する史料『神奈川奉行所附取締出役田中耕之進（政永）日記』を翻刻したものであるが、その末尾には「未完」と記されている。「横浜に於ける珍奇なる神事祭礼」でなされた「祭礼唱歌」（黒川莊三所蔵）の翻刻にも「未校了にてあれは間違ひの点多かるべし後日原本と照合すべし」とする栗原の注記が見られる。これらの記載を持つ印刷物を外部に向けて公開したとは考えづらく、このことは委員会の印刷物には委員間でのみ共有される内部資料としての性格が強かったことを窺わせる。

これとは対照的に委員会外への配布を念頭において作成・公刊された印刷物もある。それが『ジョセフ・ヒコの略歴及びその国政改革草案』である。本書には序文や奥付が備わっており、形式面において他の印刷物と一線を画している。

また、本書は委員会名義の印刷物において唯一印刷費の計上が確認されるものでもあった。関連書類には経費の他に、印刷部数や書籍としての体裁などもまとめられている<sup>(26)</sup>。特に配布先についての言及は、本書が第三者の目に触れることに対する意識を窺わせるものでもあり、注視すべきであろう。

そして、その他の印刷物についてはこうしたやりとりが一切確認されない以上、これらの印刷物は公刊を前提としたものではなかったと位置づけられよう。前章にて横浜市図書館では1940年代における印刷物の受け入れが『ジョセフ・ヒコの略歴及びその国政改革草案』のみであったことを確認したが、その背景にはこうした事情がある。加えて言えば、当時県立図書館に相当する施設であった金沢文庫も所蔵する印刷物は本書のみである<sup>(27)</sup>。このように委員会の中では外部向けの出版物と内部資料の間には截然とした線引きがなされていた。

さて、各種印刷物が委員会の内部資料であったことを踏まえると、ようやくヴァリエント出現の経緯が見えてくる。上述の通り、ヴァリエント、すなわちパターンBの合綴が施された印刷物は一定の傾向をもって出現しているが、これは旧所有者に応じて印刷物の扱いが異なっていたことに起因するものと考えられる。結論を先取りすることにもなるが、これらの印刷物は、配布後には所有者の裁量のもと管理され、印刷物の分割や再構成がたびたびなされていた。

この点に関連した事柄をいくつか押さえておこう。まず、印刷物の外形的特徴から分析していく。現在確認できる資料から判断する限りでは、加山道之助旧蔵の印刷物が原初的な形態を保っているものと

考えられる。そうした判断は印刷物の固定をめぐる痕跡を根拠とする。加山旧蔵印刷物にはステープラーで2か所を固定するものや穴を2か所空けてそれを紐で綴じるものが多く、外面において極めてシンプルである。

ただ、加山旧蔵のような印刷物は少数派に属し、穴が3か所以上空いている印刷物の方が一般的である。表4では横図所蔵の千枚通しやステープラーによる穴の数をまとめているが、そこから無数に穴の空いた印刷物の姿が容易に想起できよう。

それでは、これら無数の穴は何かと言えば、幾度にもわたる印刷物の分割・再構成が旧所有者によって行われてきたことの痕跡である。例会の場で印刷物を受け取った委員は、その後ステープラーもしくは紐を外して印刷物を分解する。そして、他の印刷物と組み合わせて再度固定する。そうしたアレンジが自身の必要に応じてなされたし、中には2度、3度と分割・再編成されるケースもあったようである。

ここで複数の印刷物を合綴させてできあがったヴァリエントがいかなる内容構成のもとにあるのかを見ておこう。以下に掲げる表5は横図所蔵の資料の内、パターンBに属するものを抽出し、それぞれの合綴内容を示したものである。これらの印刷物の中で最もボリュームのあるものは「生麦事件」(no. 5)である。これは表題の「生麦事件」に続けて「生麦事件後記」・「生麦事件余録」・「生麦事件で夷人を斬った久木村翁談」・「古老から昔の横浜を聴く」・「昭和十年七月十三日山手外国人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」・「日本文化貢献外人其他慰霊挙行」・「第三回日本文化貢献外人其他慰霊挙行」・「文化貢献者並遭難者墓碑志山手外国人墓地所在」が合綴されている。

この内、「生麦事件後記」から「古老から昔の横浜を聴く」までの内容が本来「生麦事件」とは別の機会に提供された印刷物であることは表1の刊行年月から確認できる。また、「昭和十年七月十三日山手外国人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」以下の印刷物は委員会が毎年主催していた慰霊祭に関連する資料であり、1935年から36年にかけて作成されたものである。当然、これらの印刷時期は「生麦事件」との間にずれがある。

これらの印刷物がなぜ合綴されたのか。それは生麦事件に関する資料を一所に集めておこうとする意図が働いたからである。「生麦事件」・「生麦事件後記」・「生麦事件余録」・「生麦事件で夷人を斬った久木村翁談」はそのタイトルから生麦事件に関する情報を扱っている印刷物であることが容易に推測されよう。また、「昭和十年七月十三日山手外国人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」以下の印刷物においては慰霊の対象に生麦事件の犠牲者であるC. L. リチャードソンに関する記載が含まれている。

一方で、「古老から昔の横浜を聴く」は生麦事件との関わりが薄そうにも思える。別稿でも紹介しているように「古老から昔の横浜を聴く」は委員会が横浜在住の古老から幕末明治期の横浜について聞き取った内容をまとめたものであるが<sup>28)</sup>、この内、「足立あか」から「内海伊三郎」までの20丁分みが「生麦事件」に合綴されている。これらの古老からの聞き書きには生麦事件に関するトピックが含まれており、それが合綴の対象になったものと思われる。

ここで提示した印刷物に「古老から昔の横浜を聴く」が含まれていることの持つ意味は大きい。と言うのも、そこには「生麦事件」の旧所有者の意図が明確に反映されているからである。「古老から昔の横浜を聴く」において聞き取りの対象となった古老は延べ13人であるが、旧所有者はこれらの中から特定の聞き取り資料のみを選別している。そして、選別はランダムになされたわけではなく、生麦事件に関連するもののみが対象となっている。ここからは特定のテーマに関する資料を集積し、今後の活動に役立てようとする意図が見てとれる。

「横浜に関する史料断片 一」(no. 11, 1936年5月刊行)における合綴からは生麦事件とはやや異なる意図を読み取ることができる。この印刷物には「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」(1936年1月)と「報告書訂正ノ件」が合綴されている。これらの印刷物に共通するトピックとしては保土ヶ谷宿見張番所趾に関する記載が挙げられる。保土ヶ谷宿の番所は生麦事件を受けて設けられたものである

表5

no.	タイトル	合綴内容	県図	市史	開港	加山	備考
1	昔神奈川に唄はれし俗話と史蹟	「横浜音頭」	—	—	—	—	
2	高札記載文案	「高札記載文」	—	—	×	×	
3	開港当初の外国人殺傷事件	「古老より昔の横浜を聴く」32～33丁（「山口トメ」）	—	—	—	—	
4	国歌「君が代」に関する文献 附鉄砲場	「昭和十年九月十一日報告」 「国歌「君が代」に関する文献 第二」	△	×	—	×	県図：「国歌「君が代」に関する文献 第二」のみ合綴
5	神奈川砲台に関する史料 （資料コード：0003035220）	「神奈川砲台関係史料」	—	×	—	—	
6	名物調べ鶴見よねまんぢうの由来 付：子生山利生仇討	「名物調廃たれたる鶴見信楽茶屋の庵干」	—	×	—	—	鶴見・市史：「昔神奈川に唄はれし俗話と史蹟」を合綴
7	生麦事件	「生麦事件後記」 「生麦事件余録」 「生麦事件で夷人を斬った久木村翁談」 「古老より昔の横浜を聴く」1～20丁（「足立あか」～「内海伊三郎」） 「昭和十年七月十三日山手外国人墓地ニ於テ慰霊祭ヲ行フ」 「日本文化貢献外人其他慰霊拳行」 「第三回日本文化貢献外人其他慰霊拳行」 「文化貢献者並遭難者墓碑志山手外国人墓地所在」	—	—	—	×	
8	生麦事件余録	「古老より昔の横浜を聴く」1～4丁（「足立あか」～「上田いそ」）	—	—	—	×	
9	愛林思想普及二関スル資料調査	「附議事項」	—	—	—	×	
10	異船渡来雑記 一	「開港後横浜港ニ入港船舶其他」	—	—	—	×	
11	横浜に関する史料断片 一	「史蹟調査報告」・「報告書訂正の件」	×	—	—	×	
12	合併町村ノ主ナル史蹟ト名勝	「合併町村資料」を合綴 「日本三体系谷ノ天神」 「永谷ノ日限地蔵」	△	—	—	×	「日本三体系…」…2丁目を落丁

\* 「県図」から「加山」にかけての欄は同一タイトルの印刷物について、県図との合綴内容に関する一致の有無を示している。

\* 「一」は同一タイトルの印刷物を当該施設が所蔵していないことを意味する。

が、「横浜に関する史料断片 一」には「近代月表」文久2年9月の条に番所設置についての記載がある。一方で、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」は表題にある日程で行った実地調査の記録が記されたメモであるが、この際に訪れた史跡に保土ヶ谷見張番所趾が含まれていた。

ところで、この時の調査では保土ヶ谷宿の脇本陣の旧跡も訪れている。当然、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」にもこの訪問に関する言及があるが、そこで記された記載において誤りがあった。それを受けて「報告書訂正ノ件」にはこの誤記に対する訂正文が示されており、両者の間には関係性が生じている。

要は、「横浜に関する史料断片 一」と「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」に共通する記載があることからこれらをまとめようとするものの、「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」には記載の不備があった。旧所有者にしてみれば、これをそのままにしておくわけにはいかないと感じられたのであろう。先に触れたように「報告書訂正ノ件」は元々「明治五年新橋横浜間開通鉄道開業式日と鉄道記念日の関係に就て」の一部であったが、それをわざわざ切り離して「横浜に関する史料断片 一」・「昭和十年十二月十一日史蹟調査報告」に付け替えたわけである。

この「報告書訂正ノ件」は2丁からなる印刷物であるが、横図所蔵の「横浜に関する史料断片 一」には2丁目しか合綴されていない。その理由は明瞭である。1丁目には誤記に関連する情報は掲載されておらず、それ故に除外されたわけである。旧所有者は関連する情報だけを集積して1つの冊子にまとめようとしたわけであり、その結果として関連性の薄い1丁目は排除された。

ここでは特定の記載を選別し、他の印刷物から移し替え、そして関連性の薄い部分は切り落とす、このような行為が確認される。そして敢えてそれを行う背景としては特定の情報を集積しようとする意図を読み取ることが可能である。感覚としてはごく私的なアンソロジーの作成が行われていたものと捉えればよからう。

再度表5に目を向けると、個々の印刷物における合綴の動機が見てとれる。合綴のタイプは様々であり、タイトルからその関連性が窺えるものもあれば (no. 2・4・5)、一部の内容に関連性があることから合綴されたものもある (no. 1・3・8・10)。no. 6に合綴された印刷物は、内容の関連性自体は薄いものの、地域の名物関連の調査というコンセプトが共通しているためにまとめられものと考えられる。このように合綴された印刷物全体から捉えると、合綴のスタイル自体にそこまで統一性のある方針は感じられないが、何らかの目的が存在しているという点においては共通した性格が見いだせる。

ただ、目的の設け方は所有者によって千差万別であった。大半の所有者は使い勝手が良くなるように印刷物のカスタマイズを行うものの、そのスタンスは異なる。それぞれが異なる意向を持っているため、合綴のあり方も大きく異なってくる。委員会の印刷物は所有者における裁量の大きいものであったが、それ故に実に多様な形での合綴がなされ、結果として数多くのヴァリエントが登場することになったわけである<sup>(29)</sup>。

## おわりに

以上、横浜史料調査委員会の作成した印刷物について検討を行ってきた。本稿における検討は各施設が作成した書誌情報を改訂する役割を果たすが<sup>(30)</sup>、その意義はそれだけにはとどまらない。

まず、印刷物全体としての特徴として以下の諸点が確認できた。それは、①委員会での例会で提供された資料であること、②公開性は持たなかったこと、③配布後は所有者それぞれの方針に準じて分解・再編成がなされたこと、④そうした経緯を持つ印刷物が寄贈されたが故に施設ごとに異なるヴァリエントが併存していることの4点である。

委員会関連の印刷物には現在もなお価値を持つものが多々見受けられるが、上記の特徴が見受けられ

る以上、利用に当たっては十分注意せねばならない。例えば、これらの印刷物は現在では横図や県図などの公共図書館に所蔵されており、比較的利用しやすい状況にはあるが、図書館で保存・管理されているという事実は①・②のような性質を後景へと押しやってしまう。その結果、「図書館に所蔵される冊子体の資料」という状況は、これらが公刊された書籍であるかのような誤解へと利用者を導くこととなる。

印刷物を公刊物と誤認することの最大のデメリットは、同一内容の大量生産という近代的な出版の文脈に沿って印刷物が理解されてしまうことにある。一般的な感覚からすれば、同一著者・同一タイトルの書籍であれば、どの施設の所蔵資料であっても、内容は同一のものとして扱われる。委員会の印刷物にヴァリエーションが多いことは本稿で強調してきた事柄であるが、上記の誤認の下で印刷物を扱っていくと、ヴァリエーションの存在に気づかぬまま利用される結果に至る。

古典籍であれば版本の系統や異本の存在は十分に研究者の視界に含まれるし、それらの校合もまた常識の範疇に含まれる事柄である。委員会作成の印刷物も本来はこれら古典籍に準じた注意が払われるべきであるが、謄写刷りによる冊子体という情報は自然とこれらに対する認識を同一内容・大量生産の文脈へと導いてしまう。こうしたギャップは利用者泣かせの特質としか言いようがない。

近代的な書籍の体を装いつつも実質的には前近代的な性格をほのかに漂わせる、委員会の印刷物はそうした性質を持つ特殊な例であると位置づけられる。従って、印刷物の利用に先だって、それらがまとう厄介な側面を解きほぐし、その正体を明らかにする必要がある。

そうした作業の中で、利用上の注意事項も明確になってくる。まず、印刷物の利用においてはヴァリエーションの存在を前提として対応する必要がある。同一タイトルの印刷物であっても、自身の利用しているものと他の利用者の手に行っているものが同一内容である保証はない。また、旧所有者による印刷物の再編成は落丁という副産物も生み出す<sup>(31)</sup>。そのため特定の印刷物について複数の施設で所蔵が確認される場合、これらを突き合わせて内容の異同を確認することが望ましい。無論、自身の研究に委員会の印刷物を利用する際は所蔵施設もあわせて示さなければならない。そのようにして初めて利用者間での共通認識を打ち立てることができる。

無論、印刷物の中には、現時点でヴァリエーションを確認できないものもある。とは言え、これらの印刷物の所蔵施設を記さなくて良いというわけにはいかない。というのも、委員会作成の印刷物は今後も増える可能性があるからである。例えば、委員の1人である栗原清一旧蔵の資料は横浜開港資料館が受け入れているという<sup>(32)</sup>。また、松本洋幸が利用する資料には添田家所蔵のものが含まれていたことから<sup>(33)</sup>、旧添田坦所蔵の印刷物が添田家に保存されている可能性もある。かくいう筆者も古書店を通じて買った印刷物を一点所有しており、今後も古書市場に印刷物が出品される可能性は十分にある<sup>(34)</sup>。こうした状況を考えると、将来的にヴァリエーションが増える可能性は否定できず、従って委員会の印刷物は全てにおいてヴァリエーションの存在を意識しつつ扱う必要があると言える。

もう一点言及しておきたいことは、印刷物の存在自体が委員会の性質を考えるヒントを内包している点である。例えば、印刷物の中には委員の私物である史料を活用しているものが間々見受けられる。「生麦事件余録」はその一例であるが、これは組織としての活動と個人としての活動の境界線が不明瞭なまま研究が進められていたことを意味するものでもある。こうした点は戦後の自治体史編纂における史料収集とは大きく異なっており、郷土史研究をめぐる戦前と戦後の連続・断絶という観点からも興味深いトピックである。

また、「生麦事件後記」は海江田子爵家所蔵の『生麦村騒擾記』より筆写した内容を含めているが、それは委員会が外部と様々なコネクションを築きつつ活動していたことを示すものでもある<sup>(35)</sup>。委員会は横浜という地域を対象にした組織ではあったが、対外的な交渉を活発に行って成果を上げていた様子が窺え、このような側面もまた戦前の郷土史研究に対する理解を深めるに当たって一定の意義を持つ

ていると言えよう。

当然、その研究内容や研究活動の頻度から様々な情報を読み解くこともできるし、印刷物の非公開性という特質から現在の郷土史研究との性格の差異を読み解くこともできる。史学史研究においてアカデミズムの中での諸活動については研究の蓄積があるが<sup>(36)</sup>、それとは異なる文脈で繰り広げられた郷土史研究のあり方についてもその位置づけを深めていく必要がある。とりわけ郷土史研究は地域に応じた多様な展開がなされたものと想定されるが、その意味では横浜史料調査委員会の活動について検討を進めていくことは、戦前期を対象とした史学史研究において重要な役割を果たすことになるだろう。そうした意味でも、横浜の郷土史研究や史学史研究に対して本稿に貢献できるのであれば幸いである。

#### 注

- (1) 松本洋幸「一九三〇年代の横浜市政と史跡名勝保存——横浜史料調査委員会を中心に」(大西北呂志・梅田定宏編『大東京』空間の政治史——1920-30年代』日本経済評論社, 2002)。
- (2) 以上の活動内容については、横浜市史資料室や横浜開港資料館が所蔵する史料から確認することができる。横浜市史資料室所蔵の史料としては「例会記録」(「各課文書」197)と「史料調査委員会関係」(「各課文書」349)が挙げられる。前者は1934年から1942年までに実施された例会の概要を記した委員会内の覚書に類するものであり(ただし、ある程度脱漏があるようにも考えられる)、後者は委員会を所管する文書課吏員の作成した書類や会議資料から構成されたファイルである。また、横浜開港資料館が所蔵する「横浜史料調査書類(昭和十一年分)」も「史料調査委員会関係」と同じ経緯によって成立したファイルと推測される。横浜開港資料館の所蔵資料には、『横浜市史』編纂に当たって横浜市史資料室から資料の移管を受けた経緯を持つものが含まれており、こうしたやりとりの中で委員会関係の史料が分散して保管されるに至ったものと思われる。ともあれ、これらの史料を通じて委員会の活動記録はある程度復元することが可能である。
- (3) 本稿では横浜史料調査委員会関連の資料について「印刷物」の表現を用いる。これは後段の議論と関わるころではあるが、これらの資料は冊子の体をとってはいるものの、一般的な書物とは異なった性格を有している。従って、「書籍」や「本書」・「異本」のような本・書物を連想させる表現はあえて避け、「資料」や「印刷物」・「ヴァリアント」等の語彙を用いている。
- (4) 「資料紹介『古老から横浜の昔を聴く』」(『常民文化研究』4, 2026)。
- (5) 『生麦村騷擾記』は横浜開港資料館にも手抄本が所蔵されている。これは史料全体を筆写の対象としているため、史料としての価値は「生麦事件後記」よりも高いものと考えられる。ただし、本書には誤字が見受けられ、「生麦事件後記」との校合を通じてより精度の高いテキストを得られることから、「生麦事件後記」の価値も依然として保たれていると言いうる。
- (6) 注4参照。
- (7) 加山については佐藤考「横浜人物小誌22 加山道之助」(『開港のひろば』30, 1990)を参照。
- (8) 石崎康子「企画展 知られざる横浜の歴史と文芸——石井光太郎とその文庫」(『開港のひろば』93, 2006)。
- (9) 開港資料館の所蔵資料には弦間から石井にあてた葉書が残っている(石井光太郎文庫「書簡」75)。文中には栗原や加山の死に触れた記載もあり、その書きぶりから石井はこれらの委員とも何らかの形でつながりを持っていたようである。
- (10) 村山の退任ならびに鶴沢の就任の期日については「横浜史料調査委員会事務報告 昭和10年」にて記載が見られる。
- (11) 横浜開港資料館への資料の移管については横浜開港資料普及協会・横浜開港資料館編『たまくす 横浜開港資料館総合案内』(横浜開港資料普及協会, 1982), 2-3ページを参照。
- (12) 市民博物館は1942年に震災記念館を改装して成立した施設であり、かねてより委員会が訴えていた「郷土博物館」構想を一部に採り入れた内容となっている。横浜史料調査委員会はこの市民博物館評議員会に取り込まれる形で解消し、その活動を停止した。市民博物館については注1前掲論文95ページ及び百瀬敏夫「横浜市市民博物館の設立」(『市史通信』3, 2008), 同「開館後の横浜市市民博物館」(『市史通信』5, 2009)を参照。

- (13) 『横浜市史料調査委員会調査書』のタイトルは県図において整理上与えられたものと推測されるが、「横浜市史料調査委員会」自体は戦後に活動した別組織であることを付言しておく。横浜史料調査委員会と一字しか違わないまぎらわしい組織名であるため、このタイトルが誤記による可能性はある。一方で、横浜市史料調査委員会との関連の中で収蔵に至ったケースも否定できないため、ここではこれ以上の判断は控えることとする。
- (14) 表 3, no. 31「生麦事件突発の当夜島津久光の宿所について」及び no. 32「日本文化貢献外人其外慰霊挙行」のみ「62. 6. 23」と受け入れ日が異なるが、受け入れの時期はさほど離れておらず、他の資料群と同じ意図の下で受け入れられたものと推測される。
- (15) 県図が古書の購入に積極的であったことは石倉光男「神奈川県立図書館における「郷土資料」収集——回想記」(『神奈川県立図書館紀要』13, 2018), 76-77 ページを参照。
- (16) 以下の内容については、特に注記を行わない限り、水品左千子「神奈川県立図書館の地域資料」(神奈川県立地域資料保全ネットワーク編『地域と人びとをささえる資料——古文書からプランクトンまで』勉誠出版, 2016) 及び注 15 前掲論文を参照した。
- (17) 神奈川県立図書館設立の経緯については神奈川県立図書館・音楽堂編『神奈川県立図書館・音楽堂 20 年史』(神奈川県立図書館・音楽堂, 1974), 3-5 ページを参照。
- (18) 現在神奈川県立公文書館が所蔵する唯一の資料である「古老より昔の横浜を聴く」(「63. 12. 20」の受入印有り) はこの際に移管の対象とならなかったようであるが、これは公文書館成立のタイミングで県図が「古老より昔の横浜を聴く」を 2 点所蔵しており、重複所蔵を避けるために公文書館に残されたものと考えられる。
- (19) 県立図書館の蔵書目録としては神奈川県立図書館編『神奈川県立図書館郷土資料開設目録』(神奈川県立図書館, 1960) 及び神奈川県立図書館編『神奈川県立図書館郷土資料開設目録第二』(神奈川県立図書館, 1966) があるが、前者に委員会関連の資料は掲載されておらず、後者には「国家君が代に関する文献」の名が見られるのみである。また、文化資料館の目録としては神奈川県立文化資料館編『神奈川県立文化資料館蔵書目録郷土資料編 昭和 55 年 12 月末日現在』(神奈川県立文化資料館, 1982)・『神奈川県立文化資料館蔵書目録郷土資料編 昭和 63 年 12 月末日現在』(神奈川県立文化資料館, 1990) がある。この内、前者を通覧する限りでは、表 3, no. 1 から no. 15 までの印刷物の名称しか見られない。
- (20) 記載の根拠となる目録の詳細は表 4 の注記を参照。なお、65 と 68 は刊行年度が異なるものの、相互に補い合う関係性のある目録であり、共に 1965 年 9 月以降に収集した郷土資料を採録の対象としている。
- (21) なお、この他にも氏名の記された印刷物は存在する。「横浜市町名一覧」にはボール紙の表紙が当てられ、そこに「山田」の書き込みがなされている(表 1, no. 54)。ただ、この印刷物が作成された当時、山田という氏名を持つ委員は存在おらず、当初の所有者を示すものはない。この点については後考を待ちたい。
- (22) J. H. ブルックについては横浜山手・テニス発祥記念館編・鳴海正泰著『横浜山手公園物語——公園・テニス・ヒマラヤスギ』(有隣堂, 2004) を参照。
- (23) 磯貝正は 1907 年(明治 40)の生まれ。東京帝国大学の国史科及び同大学院にて学んだ経歴を持つ。編纂主任として『保土ヶ谷区郷土史』上・下の作成に精力を注いだ。1939 年(昭和 14)に若くして亡くなっている。磯貝の経歴については石野瑛「磯貝正氏を偲ぶ」(『相武研究』9-6, 1940) を参照。
- (24) 「例会記録」(「各課文書」197), 昭和 10 年 10 月 11 日, 「第 17 回委員会」。
- (25) 昭和 10 年 9 月 11 日, 「第 16 回委員会」の「例会記録」(「各課文書」197) には「開港談判資料ノ印刷物ヲ配布ス」とする記述が見受けられる。ここで触れられている「開港談判資料ノ印刷物」は明らかに「開港談判応接所関係資料」(表 1, no. 15) のことであろう。
- (26) 「史料調査委員会関係」(「各課文書」349) 昭和 15 年 3 月 5 日, 「[「ジョセフ・ヒコ」ノ略歴及其ノ国政改革草案印刷ノ件]」。本文書は委員会を所管する横浜市総務部文書課によって作成されたものである。
- (27) なお、本書は神奈川県立金沢文庫では 2 冊所蔵されている。1 冊には「昭和 16. 2. 15 寄贈」と記された紙片が貼り付けられ(資料コード: 00116186), もう 1 冊にも同様に「昭和 22. 3. 1」の紙片が見られる(資料コード: 00141283)。後者には末尾に「寄贈 昭和 22 年 3 月 1 日 発行者殿」の印も捺される。状況からして前者は本書刊行時に委員会から寄せられた献呈本、後者は委員のいずれかが寄贈を行ったものであろう。
- (28) 注 4 参照。
- (29) こうした経緯を経てそれぞれのヴァリエーションは唯一無二とも言える構成をとることになる。その独自性については横図以外の施設が所蔵する印刷物と比較することで一層明らかになる。表 5 では他の施設が所蔵する同一タイトルの印刷物について合綴内容を確認した結果もまとめているが、「×」は横図所蔵の印刷物と合綴

内容が一致しないことを示している。この表において「○」が一切見受けられない点は、それぞれが持つ強い独自性の反映であると言える。

- (30) 例えば、横図が所蔵する「昔神奈川に唄はれし俗謡と史蹟」は OPAC 上では出版者・出版年共に不明としている。これは本資料に表紙が無く、これらの情報入手できなかったため生じた現象であろうが、本資料には元々表紙は無く、「名物調べ鶴見よねまんぢうの由来」の末尾に付随するものであったと想定される。すなわち、鶴見図書館や横浜市史資料室所蔵の資料が刊行当時の姿を保っていることとなる。横図所蔵資料は分割・再構成の結果成立したヴァリエントであり、この状態での受け入れとなったため、結果として不正確な書誌情報にならざるを得なかったと考えられる。
- (31) 例えば、県図所蔵の「続横浜沿革誌」6 は 9 丁目を欠落させている。
- (32) 横浜開港資料館による「栗原清一関係資料」の受け入れについては松本洋幸「大横浜の時代」(『市史通信』21, 2014) にて言及されている。ただし、2025 年時点においてこれらの資料は公開されておらず、委員会の印刷物が含まれているかも判然としない。
- (33) 当該資料は注 1 前掲論文注 49 にて引用されているものを指す。
- (34) この他にも、いずれの施設も所蔵していない印刷物が新たに発掘される可能性を意識する必要はあろう。例えば、1940 年(昭和 15) 4 月 12 日の委員会では磯子区の宝勝寺境内の雷鳴松に対する名木指定の可否を検討しており、その際に「謄写ズリ報告材料」が提示されたというが(「例会記録」(各課文書 191))、各施設において当該資料の所蔵は確認されない。こうした未見の印刷物が今後発見されることを考えると、現時点で委員会の印刷物の性格を明らかにしておくことには一定の意義があろう。
- (35) 「生麦村騒擾記」には注 5 で言及した横浜開港資料館所蔵手抄本があるが、これは「海江田子爵ノ所蔵本ニ抛レル者ヲ鶴見町黒河荘三氏ヨリ借入レ謄写セシメ…」とする付記から原本からの直接の筆写ではないことが窺える。一方で、「生麦事件後記」は前言に海江田子爵家の蔵本に基づいて筆写した旨が記されている。なお、開港所蔵本における誤記のあり方からして、「生麦事件後記」もまた黒河荘三所蔵本に依拠したものとす理解は成立しづらいと判断される。
- (36) 差し当たりここでは近年の成果として歴史学研究会編・加藤陽子責任編集『「戦前歴史学」のアーリーナ』(東京大学出版会, 2023) と小澤実・佐藤雄基編『グローバルヒストリーのなかの近代歴史学——歴史を捉え、書き、編む』(東京大学出版会, 2025) を挙げるにとどめておく。

付記：本稿の作成に当たっては、各施設所蔵資料の閲覧・撮映においてご高配にあずかった。特に横浜市史資料室所蔵資料の検索に当たっては主任調査研究員(当時)の岡田直さんのお手を煩わせた。以上の方々には篤くお礼を申し上げる次第である。